

2019年9月2日

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則) への署名について

一般社団法人 日本投資顧問業協会

この度、一般社団法人 日本投資顧問業協会（会長：大場 昭義）は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関等の行動指針としてまとめられた「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（通称：21世紀金融行動原則）」の趣旨に賛同し、署名しました。

スチュワードシップ活動においては、投資対象企業の企業価値に影響を及ぼしうる環境・社会・ガバナンスに関する課題（ESG 課題）を投資判断要素として適切に考慮することが不可欠です。当協会は、会員の実効性あるスチュワードシップ活動をサポートすること等を通じ、持続可能な社会の実現に寄与するとともに、金融が社会から必要とされ信頼される存在であり続けるよう貢献して参ります。

<21世紀金融行動原則とは>

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（通称：21世紀金融行動原則）」は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関等の行動指針として、およそ1年にわたる起草委員会における議論の後、2011年10月にまとめられました。

署名機関は、自らの業務内容を踏まえ可能な限り7つの原則に基づく取組みを実践するとしています。業態、規模、地域などに制約されることなく、協働する出発点と位置付けられていることも特徴の一つです。